

とうのしょうまち 農業委員会だより



令和7年3月 第13号

編集・発行 / 東庄町農業委員会 ☎86-6079



躍が期待されます。

今後、地域農業の中心的な担い手として、更なる活躍が期待されます。

また、平成31年4月から、東庄町農地利用最適化推進委員として活動されており地域農業の第一線で活躍中です。

保科耕一氏によると、「経営効率化に重点を置き、積極的に規模拡大に取組みたい」と、語っていただきました。

今後は、地域農業の中心的な担い手として、更なる活躍が期待されます。

認定農家の保科耕一氏(菰敷)は、就農39年目で、現在水稲を35ha栽培されています。

頼れる水稲農家





会長挨拶

会長 岡野 豊

皆様には、日頃より農業委員会の活動に関しましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

東庄町の農業は、首都圏にあり恵まれた環境にあるとはいえ、現在現役である中心世代が引退していく5年後10年後には、確実に農家数が激減していきます。

この現実をふまえて地域の農地と農業を将来にわたり守り引き継ぐため、町と農業委員会は地域計画の策定に取り組み、10年後の農地を誰が耕作するのか見通しをつけ、進むべき方向を定めるための目標地図を作成し始めております。

これらの取り組みを農地と地元にとって有益な地域計画とするために、関係者の方、全てと協力し合い、継続して見直しながら、我々も一丸となって進めていく所存でございます。皆様方の益々のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



3年間の農業委員の活動を振り返って

農業委員 多田 澄江

農業委員になってまもなく3年になります。この3年間に、県内外の研修会に参加して、耕作放棄地の多いことや後継者不足など多くの問題に気づかされました。

農業に携わる者として、他の委員の皆さんと協力し合い、少しでも耕作放棄地を減らせればいいと思います。

また、町教育委員会からの依頼で行った小学生への田植え指導など体験学習などを通して、子供達が、農業に関心をもったり楽しさに気づいてくれるといいと思います。

農地パトロールを終えて

農地利用最適化推進委員



岡田 勝巳

農地利用最適化推進委員になって、3年が経とうとしています。年に1回のパトロールを10

委員の一員として

農地利用最適化推進委員



林 美佐子

農地利用最適化推進委員になり、早いもので3年が経とうとしています。委員として研修や農地パトロールなど、さまざまな事に参加させて頂き、委員としての役割の大切さを実感しました。

新役員を振り返り

農地利用最適化推進委員



常世田 寛

私は令和4年から農業委員会のメンバーとして農地利用最適化推進委員の活動をしてきました。

3年目になりますが仕事との両立を図るため委員として十分な活動にはなっていないのが現状です。自分の担当地区案件だけは主に対応し

月に実施しました。近年農業を取りまく環境は厳しい状況にあります。毎年、遊休農地が増えているように感じました。

推進委員として、関係機関と連携し、地域計画等の話し合い、又、新規就農者の確保、育成など、農地を守り活かし、次世代につなぐ役割になればと思っています。

近年、農業を継続している担い手さんの環境は、とても厳しい状況にあるかと思えます。

農業従事者の高齢化・後継者不足といういろいろな課題が山積ですが、その中でも、若い後継者が就農し努力している姿は、東庄の宝だと思います。

後継者の皆さんが、維持・発展していけるように、協力出来ればと思います。

また、農業委員の皆様と協力し合い、努力していきたいと考えています。

反面、研修会等には欠席が多かったと反省しています。

その中で感じた事は、現地調査の時に農地法に基づいた保全管理の為に行政書士に妥協を許さない町事務局の対応を見て、自分も大事な役目を担っている事を認識しました。

先日私用で房総方面に出かけた時、田んぼの周りを柵で囲っているのを見て、たぶん獣除けにこんな苦勞をして米作りをしている事に驚き、自分が今やっている病害虫対策は未だ恵まれた環境で農業が出来ていると実感しました。



この調査結果に基づき、地権者へ「利用意向調査」を行い、遊休農地の解消・農地の有効利用等を図ります。

農地を把握しました。

令和6年度は町内全農地2167haを調査した結果、181haの遊休農地を把握しました。

農業委員会では、農地法に基づき、毎年全農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し「遊休農地の実態把握と発生・防止・解消」および「農地の違反転用発生防止対策」に取り組みしています。



遊休農地の有効活用を支援します 遊休農地解消緊急対策事業

このようなお悩みありませんか

農地所有者
自分では管理できない。どうしたら…

耕作者
隣は遊休農地だけど、解消したら借りて耕作したい。

そのお悩み農地バンクが解決をお手伝いします

出し手

農地バンク
借受→解消→転貸

受け手

事業内容

対象農地：農振農用地区域内の農地で簡易な整備で解消可能な**緑判定の1号遊休農地**

要件：①農地バンクへ使用貸借（賃料0円）で10年以上農地を貸付ける
②事業を実施した年度の翌年度までに受け手が耕作を開始する

作業内容：草刈り、除草、抜根（新植・改植された樹木を除く）、耕起・整地、
※その他必要と認められるもの（要別途協議）

解消費用：43,000円/10aの範囲で農地バンクが解消。（耕作者 等へ委託）
※上記の金額を超過した分は、市町村等の助成がある場合はその分を除いて所有者又は耕作者の負担となります。

お問い合わせ先
農地バンク事業窓口（市町村農政担当課）、
農業委員会へご相談ください。
千葉県農地中間管理機構

ご相談ください！

遊休農地の管理等でお悩みの方は、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員または、東庄町役場農政係（☎86-6076）へ、ご相談ください。

遊休農地解消緊急対策事業

千葉県農地中間管理機構は、令和5年度から遊休農地緊急対策事業を開始しました。

東庄町農地移動適正化 あっせん事業

農地の出し手

- 高齢で農作業ができない。
- 後継者もない。
- 相続した農地を売りたい。

農地の担い手

- 経営規模を拡大したい。
- 新規就農・参入したい。
- 分散した農地をまとめたたい。

あっせん委員
(農業委員・推進委員)
による個別マッチング

東庄町農業委員会（☎86-6079）へ
お気軽にご相談ください。

農地の除草作業を頼みたい方、ご相談ください。
一般社団法人 東庄町シルバー人材センター
(膝丈くらいまでの草に限ります)



耕作放棄地などの草刈りにお困りの方、ご相談ください！
迅速・丁寧に対応いたします。
金額は等は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ **一般社団法人国際ドローン協会**

担当：笠井 ☎289-0624 千葉県香取郡東庄町小南941
東庄町ドローンパーク

Tel : 080-9860-6935 HP : <https://ida-drone.com/> Mail : info@ida-drone.com



順調に生育し「収穫直前」のコシヒカリ

令和6年5月10日、町教育委員会からの依頼により農業委員が東庄小学校5年生(9名)を対象に、田植え指導を行いました。



東庄小学校

田植え指導

田植えの説明を熱心に聞く児童の皆さん

令和6年11月3日開催の第37回東庄ふれあいまつりに東庄産農産物のお楽しみ抽選会を行い、コップ等を無料で配付しました。

この日は、大勢の方が列を成して大盛況でのイベントとなりました。

この事業は農業委員会とJAかとり東庄地区理事・東庄町農村ふれあい塾の合同事業で実施されました。



ふれあい
まつり



令和6年11月26日から28日に、県外視察研修会を実施し、福井県坂井市「有限会社さんさん池見」を視察しました。

視察先の「有限会社さんさん池見」の経営規模は70haで大型の農業機械を積極的に導入し、水稲・大麦・大豆等を栽培されていました。

特に収穫した米の全量を自社販売（ふるさと納税返礼品・近隣の飲食店・旅館・介護施設・一般客）されており、高単価での販売に取り組みされていました。

また、小規模農家から稲刈等の作業受託を20ha行い、あわせて、積極的に見学・視察を受入れ、「農業を観光産業」に取組みされるなど、先進的な農業経営現場を視察いたしました。

県外視察研修会



隣接する圃場での説明



農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、認定業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

第24期

任期 R4.4.1~R7.3.31

東庄町農業委員会委員

	氏名	担当地区	役職
農業委員	向後 友秋	大久保・舟戸・稲里ファーム	農地部長
	菅谷 耕一	小貝野・平山・本郷	
	向後みどり	大木戸（JR南側）	広報部長
	根本美津江	宿浜	研修部長
	保立 守	石出・東今泉	農政部長
	江波戸敏雄	宮本・東今泉	
	多田 澄江	今郡・羽計	
	岡野 均	仲宿・下宿・東開	副会長
	岡野 豊	小座	会長
	押山 長司	八幡・浜宿・西・八重穂	
農地利用最適化推進委員	岡田 勝巳	神田・稻荷入・東和田	
	飯田 昇	平台・大友・高部・八木山	
	常世田元雄	根方・仲内	
	保科 耕一	菰敷・新田・鹿野戸	
	林 美佐子	大木戸（JR北側）	
	常世田 寛	新宿・石ファーム	
	小林 光雄	青馬・谷津	
	鈴木 節子	御園・上宿・北宿	
	鈴木 孝一	粟野	
	宮澤 秀樹	船場・西替地・東替地	

地域農業経営基盤強化促進計画

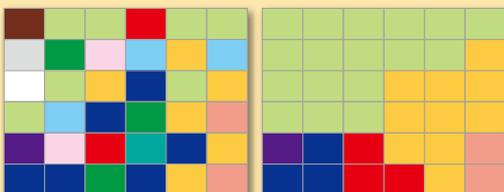
地域計画の座談会に参加

東庄町内の13地区について座談会が開催され、農業委員及び農地利用最適化推進委員が参加し、目標地図の検討などを行いました。

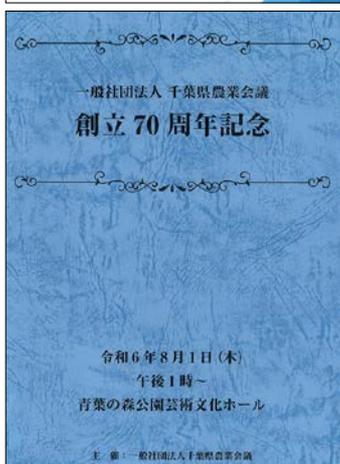
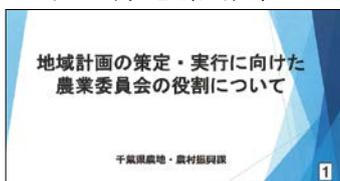


現状

目標地図



また、令和6年10月18日には、神崎ふれあいプラザにおいて「令和6年度香取・印旛ブロック研修会」が開催され、農業委員6名が参加し、「地域計画の算定・実行に向けた農業委員会の役割について」等の研修を受けました。



令和6年8月1日に青葉の森公園芸術文化ホールにおいて「一般社団法人千葉県農業会議創立70周年記念式典」および「農業経営力強化・農地集積促進シンポジウム」が開催され、東庄町からは農業委員5名・推進委員4名が参加しました。千葉県農業会議は昭和29年に創立され、市町村農業委員会のサポート組織として、各種支援・農地情報収集提供・担い手農家の法人化など多岐にわたる役割を果たしてこられました。今後もより一層の活躍が期待されます。

香取・印旛ブロック研修会



千葉県農業会議70周年記念・シンポジウム



農業者年金

特徴1の3つの要件を満たせば
どなたでも加入できます



で老後の生活を
安心サポート

特徴 1

農業者なら広く加入できる
加入資格▶
★年間60日以上農業に従事する
★国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
★20歳以上65歳未満の方
※60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

特徴 2

**積立方式・確定拠出型で
少子高齢時代に強い**
★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型を採用しています。
★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴 3

**通常加入の場合、
保険料の額は自由に決められる**
★月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで千円単位で選択できます。



特徴 4

終身年金。80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金を遺族の方に支給
★年金は生涯受給できます。
★仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴 5

税制面の優遇措置が大きい
★支払った保険料は全額（最高額1人当たり80万4千円）が社会保険料控除の対象になります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合は、家族分も含めて控除の対象になります。

特徴 6

**政策支援加入なら、
保険料の国庫補助がある**
★一定の要件を満たした意欲ある担い手は最高1万円の保険料の国庫補助が受けられます。
★国庫補助を受ける場合の保険料は月2万円に固定されます。

令和7年度農業委員会総会開催予定日

開催日時、開催場所は、都合により変更する場合がありますので、事務局にお問い合わせください。

総会開催日	申請受付締切日
令和7年 4月9日(水)	令和7年 3月19日(水)
5月9日(金)	4月18日(金)
6月5日(木)	5月20日(火)
7月8日(火)	6月20日(金)
8月5日(火)	7月18日(金)
9月5日(金)	8月20日(水)
10月7日(火)	9月19日(金)
11月6日(木)	10月20日(月)
12月5日(金)	11月20日(木)
令和8年 1月9日(金)	12月19日(金)
2月5日(木)	令和8年 1月20日(火)
3月5日(木)	2月20日(金)

- 総会開催場所：通常は役場会議室2
- 総会開催時間：通常は午後3時より
- 総会は公開しています。傍聴を希望の方は事務局までお問い合わせください。

❖**農地法第3条** 耕作目的のために農地を所有権移転したり貸借する場合は、農地法第3条の許可が必要です。

❖**農地法第4条・第5条** 農地を農地以外のものに転用する場合は農地法第4条または第5条の許可が必要です。

東庄町貸借料情報

令和6年1月から12月までに締結（公告）された貸借における貸借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。



【田(水稲)の部】

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
神代地区	21,700	34,100	13,500	70
笹川地区	29,700	46,000	10,000	214
橘地区	31,000	33,200	15,000	36
東城地区	21,700	33,000	13,500	11
(参考)東庄町全域	28,000			

【畑の部】

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
神代地区	14,000	19,300	8,800	16
笹川地区	33,000	33,000	33,000	1
橘地区	13,700	22,000	7,800	25
東城地区	18,000	30,400	7,300	30
(参考)東庄町全域	15,400			

- 1 データ数は、集計に用いた貸借件数（筆数）である。
- 2 データの集計にあたり、全体平均値より7割を超えるものは除外している。
- 3 物納（水稲）による小作料は、1俵当たり22,000円で換算している。

お問い合わせご相談は、
東庄町農業委員会
事務局まで

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131
TEL 0478-86-6079 / FAX 0478-86-4051
<https://www.town.tohnosho.chiba.jp/soshiki/nogyoiinkai/index.html>